

瀬戸市告示第 1 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、  
愛日地方教育事務協議会規約（昭和 3 3 年瀬戸市告示第 3 0 号）の一部を  
次のとおり変更する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

第 3 条第 9 号及び第 1 0 号を次のように改める。

長久手市

東郷町

附 則

この規約は、平成 2 4 年 1 月 4 日から施行する。